

総財公第 103 号
総財務第 118 号
平成 25 年 10 月 8 日

各都道府県公営企業管理者
各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市公営企業管理者
各指定都市財政局長
(財政担当課扱い)
各企業団企業長

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについて

消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の取扱いについては、平成 25 年 8 月 16 日付け事務連絡においてお知らせしておおり、物価担当官会議において、「消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」旨申合せが行われておりますが、今般「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、予定通り平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を 5 % から 8 % へ引き上げることが確認されたところです。

つきましては、各地方公共団体におかれましても、消費税率（国・地方）の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率（国・地方）の引上げに向け、適切に対処されますようお願いいたします。「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成 12 年政令第 16 号）の改正の要否については、現在関係省庁と検討を進めているところであり、方針が決まり次第お知らせいたします。

また、各都道府県におかれましても、貴都道府県内市区町村に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。